

平成 16 年度 第 3 回 IT ワーキンググループ 議事概要

1. 日時：平成 16 年 11 月 18 日（木）11：00～12：00

2. 場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 会議室

3. 出席者：

【委員】鈴木主査、岡村参考人

【法務省】民事局 商事課 團藤課長、参事官室 吉田参事官、江原局付

【総務省】情報通信政策局 情報流通振興課 野津課長、技術政策課研究推進室 竹内室長

【経済産業省】商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 頓宮（はやみ）室長

4. 議事次第

民間事業者が行うタイムスタンプに関する規制改革について

5. 議事概要

法務省、総務省、経済産業省より説明

以下、質疑応答

鈴木主査）事業者から話を聞きましたけれど、電子証明制度というものに対して確定日付と同様の効果は与えられているのでしょうか。つまり、電子証明を行った場合、改ざん出来ない仕組みになっているのでしょうか。

法務省）電子公証のことをおっしゃっているのであれば、おっしゃる通りの効力が付与されています。民間事業者が行っている認証（認証と言って良いのかわかりませんが）は、電子公証と同レベルの効力は付与されていない状況です。

鈴木主査）要するに、単に何月何日という日付を書いたものよりは、民間事業者が行うタイムスタンプは、別途第 3 者が見ているから高い証拠能力があると一応言えるけれども、その日に確かに真正なものとして存在したという法的な効果を法律上与えられないという問題ですね。そうしたものに対して、確定日付と同様の効果を与える新しいシステムを作ることはできないのか、という投げ掛けだと私は理解しています。もう一つは、日付証明みたいなもの。特許の場合のように、先使用している場合には、その人に対して特許権者は権利主張ができないという規定があります。発明を外に出すことは、ノウハウの漏洩ですから、発明自体は企業内に置いておいて、他に特許が出てきても、先使用権で対抗しようというのは昔から取られていますし、今後もあるのではないのでしょうか。何月何日にこういうことを実施していましたという文書にタイムスタンプを打って、それよりも後に特許が出願された場合に、私のほうが先でした、内容はこうです、という事柄の真正性があれば対抗できます。今まではそういう制度がないから、何月何日でしたということ色々な資料で補っていたわけですが、タイムスタンプに日付の真正さを法的に推定する効力を認めるということにすれば、より確かなものになります。そういう視点で新しい制度を作るといえることになれば、関係省庁はこの 3 省になるのでしょうか。そうことを考えて欲しいのですが、どうですか？私は、制度の必要性和合理性はあると理解しています。どこかの省が私一人でやりますということでも結構ですよ。

法務省) 主査のご指摘はごもっともでございます。こちら側はある程度問題意識はわかっております。先程の特許の点ですが、実際の問題としては、先使用の件ですとか、今でも恐らく公証人が実際に製造過程でこういった特許を使用しているのを見て公正証書を作るといったことはございます。

鈴木主査) 実際利用されていますでしょうか。あまり聞いたことはありませんが。

法務省) そういう例はないわけではないと思います。

鈴木主査) 制度的には可能だと思いますが、公証人にも見られたくないという場合もあります。

法務省) 何を言いたいかと言いますと、先程申し上げました通り、確定日付は一般的な名称で、法律上も決まっているわけです。しかし、法律上明確に掲げられているものは、先程申し上げた債権譲渡と、ごく一部登記上一定の申請をする際に、確定日付を得たものを文書として提出しなければならない、ということなどに限られていて、それ以外のものについては、実は、明確に法律上規定されているということはありません。

公証人があるものを確認して、こうしたことが行われていますということを事実実験公正証書として作成する場面はあります。それは、公証人が第三者の立場で見て、いついつこういうことをやっていたということを確認することですが、公正証書は一般的に証拠能力が高いので、そういった場面に公証人が関与することがあります。

それは法律上、証拠価値がどうか、特許の申請等との関係で、こういった効力が付与されるのかということが明確に決まっているわけではないので、今回、タイムスタンプに一定の効力が付与されるという場合に、そこと結びつけた関係で、何らかの措置が必要ではないかとの議論は十分に理解しています。ただ、それ以外にタイムスタンプの有用性ということで効力を位置づけるのかということですね。あるいは、債権譲渡というような法律の効果を結び付けられている信用性のあるものだから、事実上信用があるものとして、他の用途に使われるような形で利用に供するのか。そのあたりの制度設計は色々あるのではと思います。

鈴木主査) 確定日付は昔から定着してしまっていて、確定日付が公に日付を決める唯一の手段であるとみんな思いがちだし、現実には、法的効力を持つのは確定日付だけであるし、それは債権譲渡だけで使われる問題ではないでしょう。今までの確定日付は、債権譲渡の順序を決めるためのものであったが、要はちがう言葉であっても一向に構わないが、それが、真正に作られているものであるという推定効を与えるシステム、確定日付という必要はなく、日付正当性システムと言っても構わない。法的に推定効が働かないと意味がないから、そういうシステムを作って、かくかくしかじかのタイムスタンプを受けたものに限っては、日付及び内容について真正性を推定するというものを作らないと、当該タイムスタンプは事実上かなり高いレベルで裁判所が信用する証拠能力は持つけれども、裁判所を拘束するものではないという問題が解決されないのではないのでしょうか。確定日付は債権譲渡だけに限定される必要はないのではないのでしょうか。こういうニュービジネスには手を付けてみるべきです。法務省は公証人にところでやるから、私のところでやると名乗りを上げてもらっても一向に構いませんし、3人で仲良く協議するならそれでも構いません。

岡村参考人) この問題には、今主査がおっしゃった推定効の問題に関する法制度が訴訟の場でのような効力を有するのか問題と、それとも一つ、指名債権譲渡に表されているように、確定日付というか時刻認証というかはともかくと致しまして、法令によって認められた認証方法だけについて法制度上利用することが許されているという問題とに、一応整理できると思います。これまで確定日付なども含めて、指名債権譲渡の場合には、公証人を中心にやってこられたわけですが、少なくとも確定日付については、公証人役場で行う必要があるのでしょうか。必ずしも文書の内容を吟味する必要がない以上は、民間がやるか否かはともかくと致しまして、例えばもう少し、確定日付を機械的に発行できるようにする方が、コストも下がり、より利用される機会が多くなるのではなかろうかと。敢えて仮に確定日付そのものの信頼性を担保する必要があるものと考えたところで、その意味では必ずしも公証人役場と結びつける必然性はないのではないかと思います。如何でしょうか。

鈴木主査) 今の問題は第2問に入りますね。第1問は、法的効力を与えるシステムを作ってくれないか。第2問は先程の公証人についてのこと。私も岡村参考人先生と同意見です。適法性・合法性をチェックするというけれども、なにもそんなことチェックする必要はないのではないのか。違法な契約がしてあったら最後にあけてみたら違法であったということだけで、そこまで公証人が、これは違法だから改めなさいとパターンリズムを持つ必要はない。合法違法は関知することにあらず。作ったことだけは証明しましょう。その日付も証明しましょう。それで足りるのではないのでしょうか。

法務省) 確定日付についても、中身や違法性の審査をやっているということで、内容を見て記録を残していくという手続き上のことはやっています。確定日付効を付与する場合に、どこまで文書の審査を要求するのか。それとともに、日付を付与することの信頼性を担保するのかということがございます。

鈴木主査) 先程、岡村先生が言われて私が追加で言った件に関してはどうなのですか。御省のペーパーでは、違法・無効な事項を内容とするものではないか等を審査し行っているとっておられるが。そこまで審査する必要があるのかという問題に対してどうですか。

法務省) ご指摘の点は、そこまでやる必要がないと利用者が判断するのであれば、それに応じた対応をすればよいのではないかと、ということであれば、事前に頂いた質問の(5)の公証人が内容を確認するものがないものについての話と同じですので、先程述べた通りです。

鈴木主査) 違法・無効な事項を内容としていないかどうかを審査するというのは、法的根拠を持っているのですか。公証人法で違法なものに対して公証してはならないと書いてあるのですか。

法務省) 確定日付の付与については、直接は、規定はありませんが、公証人は正当な理由がなければ、囑託を拒否することはできないということになっています。

鈴木主査) 囑託を拒否することはできないとあるだけですか。

法務省) 確定日付の付与に限らないのですが。公証人法の作成の仕方です。そのようになっています。

鈴木主査) その解釈として内容が違法だから断りますと言っても正当理由になると言うことで
すね

法務省) 公正証書の作成と私署証書の認証が、確定日付の付与と並んで公証人の職務としてあ
るのですが、前者については、公証人法において違法な証書等を作ってはならないと規定され
ています。確定日付の付与は、公証人法とは別の民法施行法で規定されています。

鈴木主査) 当事者が合意しているものであれば構わないのではないのでしょうか。違法だから公
証人がいやだと言えただめになってしまう。そうするといやだと言わない人を探さないといけ
ない。すべての公証人がいやだと言ったら、タイムスタンプ業者に回して、そこでタイムスタ
ンプを押せば時間を証明するだけでなく内容も封印してしまうわけですね。内容が封印さ
れていて、ある日開けてみたら違法であった。違法なものは契約として効力は生じないとい
うだけの話ですね。公証人がみんな受けるならばそういうことはちょっとはやるけれども、違
法なものは撥ねるといっているのであれば、撥ねない、中身も見ずにOKというストーリーでなければ
ならない。タイムスタンプ業者にそういう資格を与えたらどうですかという設問に移って
いくわけですね。そうすると公証人は準公務員でありますから、したがって民間はそういう資格をも
っていないからという、お定まりの反対が出てくるわけですね。

岡村参考人) 先程、民間に任せるか否かはともかくとしてと、申し上げましたが、例えば法務
局のウェブサイト特別なサイトを作って、そちら宛にメールなどで送信すれば返信されてく
る制度を作れば、コストを低下できるのではないのでしょうか。これは、立法論の問題です
ので、何故、現在のように公証人役場に担当させなければならないのか、という点を教
えていただければと思います。さらにそれが、民間のうちで、ある程度オーソライズ
できた所へ投げるといように拡張できないのかという2段階の課題があると思うの
ですが。

法務省) 公証人が日付を付与するということは、先程も言ったように内容を確認するとい
うことですので、自動的に機械で行うというシステムは、今の制度上では無理とい
うことになってきます。違法でもなんでもはんこを押して戻すということになってく
るとそれは別な考え方になるのではないかと思います。少なくとも今の確定日付と同じ効
力を与えるということになると、技術的には信頼できるものとしても、遡らせて改ざ
んする危険性がないことをどのように担保するのかを明確にしなければなら
ない。内容を確認する必要性がないとする場合でも、その点はクリアしなければ
ならないと思います。公証役場でなければならないのかという点ですが、同
じようなことが制度的に担保可能かということこれから議論していく必要があ
ると思っております。

鈴木主査) 公証人は公務員だとおっしゃるけれども実は基本的には民間人です
よね。民間人であるけれども、先程言ったような効力を持たせる仕事を
してもらって、そのような効力が出てくるのだから公務員とみなすとい
う話であって、民間開放は本来されています。しかし、実態は
なんらされていないのです。実態上は、裁判官と検事を辞めた人が
公証人になっています。この前から一般人からも募集する
としましたが、応募がないとおっしゃる。しかし、採用も
ないということですね。私が、以前公証人の問題について
議論した時は、法務省はやる気になって、これまでの
公証人制度では良くないとおっしゃった。答申ではきれいに
書いたのだけれども、実際には民間からの募集をやってみても
応募者が出てこない。出てこないから仕方ない

と言うかもしれないが、ただ、面接だけでやっているのはいかなものかと思います。

公証人が民間からきちんと選ばれて、その人達が公証業務をやる。そういう人達に役割を与えるのだから、準公務員としての資格というより、義務を課して公証事務をさせるというのが、本来の公証人のあるべき形だと私は思います。そういうことを一回やったけれども、その通りにやられていないから、きちんと見直さなければならないので、他のWGで取り上げています。

また、資格制度でもやらなければならない問題だと思います。これは、こちらにおいておきますが、タイムスタンプの問題は置いておくわけにはいきません。昔のように紙でやって、内容について一応目を通すという役目もあると思っておられる。それはおかしいというサジェスチョンをする。それでは削りましょうと言うと。そういう側面もあるかもしれないが、これから電子取引をする場合、膨大なものに対していちいちそれをやる必要があるのか。原点に戻る話だが、考えてもらう必要があると思いますね。電子認証は、国際取引を考えると24時間使われるという話ですから、時間の制限のある人たちが、時間の制限の中でやるということは、これからは阻害要因になってくるのではないのでしょうか。要するに、正当な事由がなければ断ってはならないというのではなく、入ってきたものは断ってはならないとすれば良いのではないのでしょうか。新しい推定効のあるものを3省で誰かが法律を出して、制度として作ってくれないませんか。3省共同なら共同で良いけれども、特定の1省に任せるならそれでも良いのですが。どうでしょうか。

法務省) 主査のお話は、新しい法律を作れということですので、電子署名法とは切り離された発想に立っておられるのだと思いますが、どういう法律効果を付与するのかということになると、タイムスタンプ事業者に対して各種規律を課すということが関連の関係になってくると思います。一つは、債権譲渡の対抗要件について、第三者対抗要件とされておりますが、民法施行法上の確定日付の効力を持たせるならどうなのかという問題もあるでしょうし、さらに、時刻についての法律上の推定、これをどのような形でニーズと効果を規定していくのかということが、まだイメージは具体的にございませんが、そういうレベルのもの。それからもう一つは、裁判紛争になった場合に、タイムスタンプ事業者というのはこういった法規制を受けていて、そういった中で行っている営み、時刻認証をしていると、そうであれば、これは、非常に証明力が高いというレベルのもの。つまり、一定の法律の規律に従って営まれたタイムスタンプであるというものと、その枠外で営まれたものとの間では証明力に違いがあるだろうというレベルのものや様々なものがあるかと思われまます。一般的に申し上げれば、多分、法律効果が大きければ大きいほど規律は厳しくせざるを得ないということになると思いますので、一般のニーズがどこにあるのかということを見定めないと、なかなかどういう形のものをとというのは難しいのではないかという感じがしておりまして、実は私ども法務省というのは、なかなか一般のニーズを直接聞くポジションにないものですから。

鈴木主査) 聞かないだけじゃないの。

法務省) 聞こえてこないものですから。距離が遠いので。新たな法規制をとるのであれば、どういうニーズがあるのか。要は角を矯めて牛を殺さないような制度設計を、もし新たな法規制をするのであれば考えなければならないのでしょうかけれども。要は相關関係に立つのかなと思います。

鈴木主査) わかりますから、そういうことを勉強して、今言ったようにしていく。タイムスタンプ業者に法的な推定効を持たせるような仕組みになってくるとしたら、公証人とはなんら違う

ことはないわけですね。公証人のイメージは昔から変わっていないので、そういうところで本当にIT認証ができるのか、技術があるのか、長い時間をかければできるだろうけれども。新しい分野というのは、その人達には無理ということで考えると、民間事業者の中の専門の能力を持っている者がやる。個人の認証の問題も、その個人、法人の真正な認証というものが入ってくるわけですから真正性が高くなる。本来は、そういう時代の流れには、公証人が対応すべきだが、対応できないのであれば、力のある人達に対して法的な推定効を与える。その際には、ある程度のスクリーニングは必要になってくるという感じはします。誰でもやって良いとするわけにはいかないと思います。そういうものを認めて、内容は見ない、違法なものを作ったのは当事者が悪いとしておけば、心配する問題は何かはないではないか。こういう新しいシステムを作ると、利用領域は拡大して意味がある。こういう提案なのですよ。もっともだと思うから取り上げているのです。先程から再三言っておりますが、今日は3人でやるから、やりますと言ってくれませんか。

岡村参考人) 後日になって違法で無効とされてしまうことを懸念する人であれば、無効か否かをきちんと事前にチェックしてもらえるところで行えば良いと思います。しかし、そうした文書は、それが実際に意味をもつ紛争発生時には、当事者間で解決できなければ最終的に裁判所に提出されるわけですから、後は裁判所で裁判官が無効か否かをチェックすることで足りるという考え方も成り立つのではないのでしょうか。要するに、色々なニーズに応えられるチャンネルが複数あれば良いわけで、むしろ、そうした複数のチャンネルを作りうる土壌ができるかどうかという問題のように思われます。

鈴木主査) どうですか、貴方が肝いりになってやられては。

法務省) 急で大きなお話でございますので、この場でどうこう申し上げられるだけの権限を持っているわけではございませんので。

鈴木主査) そんなに謙遜されなくても。

法務省) また、他省との関係もでございますので。また、当然のことながら、正確な時刻情報というものの、今お伺いしたところでは、色々と調査研究を進められているとのことでございますので、それがまず確立していませんと。業者によって使う時刻が違うのでは、先後を判断するのはナンセンスになってきます。まず、時刻情報の問題となると、法務省としては自信を持って申し上げられる立場にございませんので、総務省、経済産業省さんなど関係府省のご支援を頂きながら、時刻情報の状況がどうなっているのか、さらには、これこそミスター時刻情報であるというものが確立した暁に、では、それを当該事業者がどういう形で提供を受けて、受けた情報をどう適切・適正に管理をしていく。ということになりますと、多分、業法的な規制になってまいります。それに対する適格な監督体制というもの、ご案内の通り法務省はなかなか、業者行政というものは多くないものですから、やはり、そういった筋のノウハウ、技術的な知見を十分お持ちの関係省庁の考えというものを十分聞いて対応していくということだと思います。

鈴木主査) わかりました。法律を作るときの主管になるのは、こういう場合は3省連名ですか。電子署名法は3省共管ですか。

法務省) 電子署名法は3省共管でございます。これは電子文書の成立の真正の推定規定が入っているということで、法律効果の部分がある関係で、3省それぞれ密接な部分があるので3省共管となっています。法律効果と言っても様々なレベルがあるかと思えます。文書の内容は問わないと。主査がおっしゃる通り、違法であろうと無効であろうがともかくそういうものがあつたということ、日時・時間を特定できれば良いのだと。以後、裁判上の紛争になったときに法的な推定ということまで必要だとする声強いのか。

鈴木主査) その時間にその内容があつたということの法的推定力がある。

法務省) 法的推定力まで与えた方が良いというニーズが強いのか。あるいは、裁判上証拠として提出したときに高い証明力を持つ。後は、その内容、時間がその通りであつたかも含めて、裁判官の自由心証の範囲で証拠に基づいて認定されるのだけれども、その際の証明力が高いのだというような位置付けとか、様々なレベルがあるかと。当然のことながら、タイムスタンプ事業者に対する法的な規制のあり方も違ってくるのが想定されますので、そういった意味でニーズがどの辺にあるのかと。正に、確定日付で第三者対抗要件を決する所まで必要としているのか、様々なレベルがあるかと思えます。そこを十分ニーズを見定めた上で検討をしていかなければならないかなと思っております。一般論として。

鈴木主査) わかりますが、我々が聞いた話では、しっかりした業者であれば、推定力と同じだけの証拠力を作っておけば宜しいと思えます。現実問題それで処理されていく面もあると思うが、さらに、確定日付というものが尊ばれているということがあるので、そこまで踏み込んでもらうとビジネスとして使う人が安心する。事業者から聞いて、こういうことであると感じました。内容が良い悪いという議論ではなく、それがその時刻にあつたという事柄に対して、裁判所を拘束する推定力があるということになれば、これは使い勝手は良くなると。従来の公証人の業務は徹底的に見直す必要があると思えますが、そのため新しい電子的なものによる公証制度というのか、公証ということが嫌であれば、電子的な手法によって推定効を与えるシステムといっても構わない。とにかく、民間事業者の中でかくかくしかじかの者が出したのものには法律上の推定効を持つと書く。

法務省) おっしゃっている主旨は十分理解できているつもりです。関係府省の意向もあろうかと思われまので。

鈴木主査) 各府省もそういうことで一緒になって、前向きに検討していくということで宜しいですか。

総務省) 民間事業者が何らかの推定効を求めている。それが確定日付のような強いものでなくても良いかもしれない。いずれにしても、民法、民事訴訟法、民法施行法といったようなものの解釈が必要ですので、そこにつきましては、まず法務省さんに検討頂くべきものと認識。その上で、可能ということになれば、総務省としても各省と連携して、検討を進めてまいりたいと思えます。先程、法務省さんが時刻の関係でおっしゃいましたが、時刻というのは、独立法人情報通信研究機構(NICT)が日本標準時を配信しています。それは、非常に精度が高く、年間で十のマイナス何乗という誤差です。実際、タイムスタンプ自体は、先程お配りした3ページにございますように、既に、民間事業者がある程度サービスを開始しております。要は、適格タイムスタンプにどの程度の誤差の制限を掛けるのかというだけの問題であつて、技術的

には今、研究開発をやっているから、制度化の検討を進めにくいなどというような足かせにはなっていません。独立法人情報通信研究機構（NICT）でやっている研究開発は、あくまでも、タイムスタンプの高度化の研究でございます。技術的には2通りくらい方法があり、時刻を合わせるのも何通りかあるわけでございますが、ある程度見えております。電子署名法では、情報の電磁的流通という点で我々も共管になっておりますが、タイムスタンプについても、その点や時刻・技術の点から検討に参加して参りたいと思います。

鈴木主査) いずれにしても時計は一つでなければいけませんね。

総務省) 実態として日本標準時を出しているのは一箇所です。元から一つです。

鈴木主査) 元から一つ。そこから取って、その後の処理過程で誤差を生じさせないようにすれば良い。

総務省) 誤差は自動修正していくような感じになりますね。インターネットを使って送ると混み具合によって遅れ時間がある場合がありますが、それをきちんと自動補正をしていく。そういう技術は確立しています。問題は、世間一般で使う場合にどのくらいの誤差まで許容するかということを規律する際には検討していかなければならないと思います。技術的な情報の提供など、必要な情報提供はしていきたいと思います。

経済産業省) 総務省さんの話と似ている部分もあるのですが、昨年も確定日付のご要望があったとお聞きしており、業界は確定日付に対する要望が基礎にあるのでしょうかけれども、それによってどういう効果があるのかという点については我々も十分勉強できていません。何らかの措置ができるのであれば、我々も積極的に関与していきたいと思います。ご参考ですが、総務省さんのおっしゃるとおり技術は確立しているところがあるのですが、効力を付与するためにはしっかりとした監督ですとか、そういうものが必要になるという、ある意味バーター関係にあるわけでございます。あまり厳しくすると産業が発展しないということもあって、ここはなかなか悩ましいところなのですが、そういった法規制に行く前に、国家規格のようなものを作って、それに基づいて一定の信頼性を付与するということもありうると思います。今、タイムスタンプの定義のところを作ろうとしています。認証の仕方、運用のところについては、知る限りでは、会社によって色々なやり方をやっているようで、その辺りの統一はなかなか難しいというお話があって、少し課題があるようです。法規制に行く前のところが難しいと感じています。法規制の話をする際には、同じような解決すべき問題が出てくるのではないのでしょうか。具体的に言うと、こういった方式でなければならぬとか、そういうことにすると、それ以外の方式を取っているとことはみんなだめになってしまうとか、色々な複雑な問題が出てくる可能性があるということを感じています。

鈴木主査) 色々な方式をあわせてしまうという手続きではないのでしょうか。

経済産業省) 詳細は聞き及びでございませぬ。

鈴木主査) 医療の分野において、レセプトのオンライン化で同じような話がありました。同一方式でやっておかないとだめだということで、同一方式でやっていないものはリジェクトしてしまうということまで考えています。何もリジェクトしなくても、自然発生的に出てきた方式

でも、最終的なところで統一化するというテクノロジーはあると思いますが。

総務省) 今でも、タイムスタンプには複数のプロトコールが活用されています。それぞれ、一定の非改ざん証明ができるレベルに達しているのが実態でございます。いずれにしましても、必要な効果を得るのにどういう要件を課すべきか、その要件をクリアした方式であれば、複数あっても業務に支障をきたさないのであれば、むしろ競争するという部分も必要だと思いますので、必ずしも統一することは必要ではないのではないかと思います。補足しますと、電子署名の場合にも、省令で3種類の公開鍵暗号方式を規定していますので、技術やスキームが複数あるからと言って法制化できないということにはなりません。現にそうなっています。技術は進歩していくので、電子署名法はあまり技術オリエンティッドでないつくりになっております。タイムスタンプの制度設計の場合にはそういったことも参考になるのではと思います。

鈴木主査) 結論としては、名前については拘らないが、内容としては、情報内容に対して、日付を確定し、かつ、情報内容・日付が改ざんされることのないシステムのもと、法的な推定能力を持つようなシステムを作るということに向けて3省が共同してことにあたっていただきたいということです。その場合には、公証人との関係で言えば、一部公証人がやっていた業務がその中に入ってくることがありうるということです。その場合でも、違法・合法ということについてのチェック行為を要しないシステムであること。そういうことを留意していただいて、2番目には、なるべく、システムは簡素な手続きのものを作って欲しいということです。世の中のニーズを把握して、作っていいけれども、重装備のシステムだと作動しませんからね。なるべく簡易なシステムの構築を3省合せて検討して、結論を得るべきであります。だいたい大筋においては、賛成を頂いたと理解して終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

以上